

北上市農業委員会訓令第1号

北上市農業委員会事務局処務規程（平成3年北上市農業委員会訓令第3号）の一部を次のように定める。

令和8年3月27日

北上市農業委員会会長 高橋清久

北上市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

北上市農業委員会事務局処務規程（平成3年北上市農業委員会訓令第3号）の一部を次のように定める。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第5条 事務局長は、次の事項を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 事務局長の宿泊を伴わない勤務地内の旅行命令及び所属職員の旅行命令、時間外勤務命令、年次有給休暇、6日以内の有給休暇の承認、<u>臨時職員</u>の有給休暇の承認及び雇用期間が1月未満の臨時的任用職員の任命に関すること。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第9条 各係の分掌事務は、次表のとおりとする。</p> | <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第5条 事務局長は、次の事項を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 事務局長の宿泊を伴わない勤務地内の旅行命令及び所属職員の旅行命令、時間外勤務命令、年次有給休暇、6日以内の有給休暇の承認、<u>会計年度任用職員</u>の有給休暇の承認及び雇用期間が1月未満の臨時的任用職員の任命に関すること。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第9条 各係の分掌事務は、次表のとおりとする。</p> |

| 係名 | 分掌事務 | 係名 | 分掌事務 |
|--------------------|--|-----|---|
| [略] | | [略] | |
| 農地係 | (1)～(6) [略] (7) <u>農業経営基盤強化の促進</u> に関すること (8)～(10) [略] | 農地係 | (1)～(6) [略] (7) <u>農用地利用集積等促進計画策定</u> に関すること (8)～(10) [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正については、令和8年4月1日とする。